

# 第 2 次 桐 生 市 地 域 福 祉 計 画

## 第 2 次 桐 生 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

桐 生 市  
桐生市社会福祉協議会

## はじめに



近年、地域社会を取り巻く状況は、地域の相互扶助機能が低下していると言われることが久しくなり、少子高齢化、核家族化、都市化の進展や生活様式の多様化がより進むなか、身近な地域における住民同士の連帯感もますます希薄化してきているといえます。

また、新たな社会問題といわれていた家庭内暴力、虐待や引きこもりなども一般的な社会問題として考えられるようになってまいりました。

このような社会の状況に対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるためには、現在の公的サービスだけでなく地域福祉をさらに充実させていくことが必要であり、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進させ、地域の住民同士が互いに助け合い、支え合い、地域福祉の課題に取り組んでいくことが重要となっております。

本市では、平成22年3月に第1次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進してまいりました。このたび、第2次桐生市地域福祉計画・第2次桐生市地域福祉活動計画を策定し、「一人一人のくらしを地域全体で支え合えるまち」を基本理念として、住民や自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、障害者団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、行政などが互いに連携し、協働しながら、地域の住民同士が互いに助け合い、支え合えるまちを目指し、地域福祉を推進してまいります。

市民のみなさまにはこの計画の主旨をご理解いただき、計画の推進にご協力していただければ幸いです。

本計画の策定にあたりましては、慎重かつ熱心にご審議いただきました桐生市地域福祉計画推進委員のみなさまをはじめ、アンケート調査、地区懇談会などを通じて貴重なご意見をいただいた市民並びに関係者のみなさまに心からお礼申し上げます。

平成27年 3月

桐生市長 亀山 豊文

## はじめに



近年の少子高齢化の急速な進展と近隣との結びつきや地域社会との関わりが希薄化する中で、地域福祉を取り巻く社会環境は大きく変化し、福祉ニーズは多様化・増大化の一途をたどっております。また、孤独死、虐待、自然災害等、地域における新たな福祉課題が生まれています。

このような情勢のもと、「地域福祉を推進するための中核となるべき団体」と位置づけられる社会福祉協議会は、住民参加の福祉活動を基軸に、地域における福祉課題を解決するために関係機関と連携し、地域福祉を推進してまいります。

平成22年3月に策定した第1次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画の基本目標を踏襲しながら、成果や課題を見直し、新たな福祉課題や福祉ニーズに対応するため、総合的な理念計画である桐生市地域福祉計画をうけ、実際に目に見えるような事業や施策を桐生市地域福祉活動計画で展開してまいります。

本計画の実現にあたっては、当会職員が一体となって推進していくことはもちろんですが、地域の皆様と地域福祉に関わる関係機関と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

本計画の作成にあたってご尽力いただきました桐生市地域福祉活動計画推進委員会委員長をはじめ、委員の皆様、そして地区別懇談会等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

平成27年 3月

桐生市社会福祉協議会長 笠井 秋夫

# 目次

(ページ)

第1章	第2次計画について	
第1節	第2次計画の作成と背景について	1
第2節	計画の目的	
1	計画の位置づけ	2
2	計画の目的	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画の方針	
1	第2次桐生市地域福祉計画の方針	4
2	第2次桐生市地域福祉活動計画の方針	4
第5節	作成の方法	
1	桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会	6
2	桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会作業部会	6
3	地域の現状や課題の把握方法	6
第2章	地域福祉に関する桐生市の現状	
第1節	桐生市の現状	
1	人口及び世帯数の状況	7
2	少子・高齢化の状況	7
3	障がい者の状況	9
第2節	地域の現状と課題	
1	地域福祉に関するアンケート調査結果（市民対象）	11
2	地域福祉に関するアンケート調査結果（福祉団体関係者対象）	14
3	桐生市地域福祉活動計画地区別懇談会の結果	15
第3章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画の基本目標	
1	地域福祉計画の基本目標	16
2	地域福祉活動計画の基本目標	17
第2節	地域福祉計画及び地域福祉活動計画の体系図	18

## 第4章 地域福祉計画及び地域福祉活動計画（各論）

### 第1節 基本的な生活の安全安心の確保

1	福祉サービスなどの整備・充実	19
2	適切な情報の提供	20
3	相談支援体制の充実	21
4	地域における権利擁護の推進	22
5	災害時などの支援協力体制	23

### 第2節 ネットワークによる効率的な地域福祉の推進

1	地域福祉推進のための協働	24
2	地域全体によるネットワーク化の推進	25
3	ネットワークによる支援が必要な人の把握と その支援体制の整備	26

### 第3節 市民活動の推進による生きがいづくり

1	市民活動の推進	27
2	活動拠点としての施設の活用	28
3	健康・介護予防の推進	29
4	地域の人材育成	30

### 第4節 住民相互の協力による地域生活の充実

1	住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実	31
---	--------------------------	----

## 第5章 計画の推進体制

第1節	計画の推進体制	32
-----	---------	----

## 資料編

○	地域福祉に関するアンケート調査結果（市民対象）	33
○	地域福祉に関するアンケート調査結果（福祉団体関係者対象）	46
○	地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会報告	50
○	桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱	62
○	桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	64

### 「障害」と「障がい」について

近年、「障害」の「害」という文字が『害悪』や『公害』など『否定的』で『負』のイメージが強く、別の文字で表現すべきなどの意見があり、各方面で「障がい」、「障碍」などの表記へ変更していこうとする動きがあります。このため、本計画については、法令などの固有の名称を除き、「障がい」と表記しています。